

1 4 介護医療院

★ 対象サービス…介護医療院

介護医療院は、「**医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設**」として、平成 30 年 4 月より創設されました。

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者に対応するため、医療処置等が必要で自宅や特別養護老人ホーム等での生活が困難な高齢者にも対応できる受け皿となることが期待されており、①「**日常的な医学管理**」や「**看取りターミナルケア**」等の機能と、②「**生活施設**」としての機能とを兼ね備えた施設として、慢性的な病気に対する医療面でのケアと、長期療養生活を豊かなものとする介護面でのケアの両方をバランスよく受けられるという特徴があります。

現状、介護医療院は療養病床等からの移行が見込まれていますが、単なる療養病床等からの転換先ではなく、「住まいと生活を医療が支える新たなモデル」とされています。更に、「**利用者の尊厳の保持**」と「**自立支援**」を理念に掲げ、「**地域に貢献し地域に開かれた交流施設**」としての役割を担うことが求められています。

また、介護療養病床の設置期限は、令和 6 年 3 月末とされているため、介護療養型医療施設については、介護医療院等に順次転換を進めていく必要があります。

(参考) 厚生労働省ホームページ
「介護医療院について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196478.html>

(参考) 根拠法令等

介護保険法 第 8 条第 29 項【定義】

介護医療院とは、要介護者であつて、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生省令第 5 号）

第 2 条【基本方針】

介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、**その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする**ものでなければならない。

介護医療院の基準（人員基準）

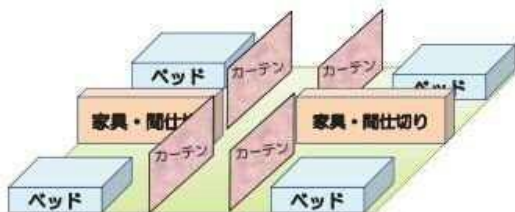
| | 介護療養病床(病院) 【療養機能強化型】 | | 介護医療院 | | | | 介護老人保健施設 | | |
|----------------|-------------------------|------------------|----------------------|------------------|-------------------|----------------------|----------|--------------------|---|
| | 指定基準 | 報酬上の基準 | 指定基準 | | 報酬上の基準 | | 指定基準 | 報酬上の基準 | |
| | | | 類型(I) | 類型(II) | 類型(I) | 類型(II) | | | |
| 人員基準 (雇用人員) | 医師 | 48:1 (施設で3以上) | - | 48:1 (施設で3以上) | 100:1 (施設で1以上) | - | - | 100:1 (施設で1以上) | - |
| | 薬剤師 | 150:1 | - | 150:1 | 300:1 | - | - | 300:1 | - |
| | 看護職員 | 6:1 | 6:1 うち看護師 2割以上 | 6:1 | 6:1 | 6:1 うち看護師 2割以上 | 6:1 | 3:1 (看護2/7) | 【従来型・強化型】 看護・介護3:1 【介護療養型】 看護6:1、 介護6:1~4:1 |
| | 介護職員 | 6:1 | 5:1~4:1 | 5:1 | 6:1 | 5:1~4:1 | 6:1~4:1 | | |
| | 支援相談員 | | | | | | | 100:1 (1名以上) | - |
| | リハビリ専門職 | PT/OT; 適当数 | - | PT/OT/ST:適当数 | | - | - | PT/OT/ST: 100:1 | - |
| | 栄養士 | 定員100以上 で1以上 | - | 定員100以上で1以上 | | - | - | 定員100以上 で1以上 | - |
| | 介護支援専門員 | 100:1 (1名以上) | - | 100:1 (1名以上) | | - | - | 100:1 (1名以上) | - |
| | 放射線技師 | 適当数 | - | 適当数 | | - | - | | |
| | 他の従業者 | 適当数 | - | 適当数 | | - | - | 適当数 | - |
| 医師の宿直 | 医師:宿直 | - | 医師:宿直 | - | - | - | - | - | |

注1:数字に下線があるものは、要配慮施設における基準を準用 注2:背景が緑で示されているものは、病院としての基準 注3:基準はないが、想定している報酬上の配当、療養体制維持特別加算で介護4:1となる。

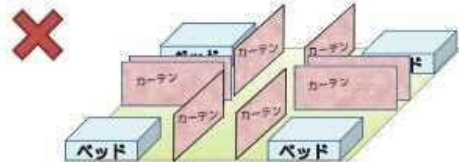
療養室について

- 療養室に洗面所を設置した場合に必要な床面積及び収納設備の設置に要する床面積は、**基準面積に含めて差し支えない**ものであること。
- 療養室の床面積は、**内法による測定**で入所者1人当たり8平方メートル以上とすること。
- 多床室の場合にあつては、**家具、パーティション、カーテン等の組合せにより、室内を区分することで、入所者同士の視線等を遮断し、入所者のプライバシーを確保すること。カーテンのみで仕切られているに過ぎないような場合には、プライバシーの十分な確保とはいえない。**また、家具、パーティション等については、入所者の安全が確保されている場合には、必ずしも固定されているものに限らない。
- 療養室のナース・コールについては、入所者の状況等に応じ、サービスに支障を来さない場合には、入所者の動向や意向を検知できる機器を設置することで代用することとして差し支えない。

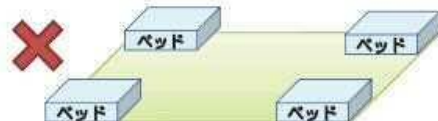
家具、パーティション、カーテン等の組合せにより、入所者のプライバシーを確保する場合



カーテンのみで仕切られている場合



パーティション等が何もないような場合



※厚生労働省ホームページ「介護医療院の概要」より抜粋